

水俣病 紛争 仲介委の設置へ

漁連代表ら中央に陳情

村上県漁連会長、桑原天草郡極局漁協長、田中雄北郡田浦町同、竹崎雄北町同の県漁連代表者は、池尻全漁連漁政課長、荒木雄雄県議（県議会水俣病特設委員）らと、二十日厚生省などに漁民の窮状を訴えて措置を要求し、新日鐵本社には十七日の県漁民総決起大会の決議文を提出した。

厚生省で原因の早期究明には漁民あげて協力するため、解決を急ぐよう要求したあと、労働省で松野芳相と協議、援助を依頼した。これは水産庁から林田漁政部長が出席し、工場廃液の措置を中心に対策を練った結果、さる四月発効した公共用水域の保全に関する法律のうち水質汚濁紛争の和解仲介を適用することになり、所管担当課である県

商工水産部工鉱課に申し入れて委員会の組織を求めることになった。

な水産庁では現地調査のため同庁漁業振興課の松本技官が二十日の下り特急「はやぶさ」で熊本へ向った。このあと新日鐵本社に吉田社長を訪ねたが、不在のため千原事務と会い、十七日の大会もようや漁民の窮状を述べ、大会決議である①浄化設備完備までの操業中止②廃棄物でん物の完全処理③漁民の経済補償などについて二十四日まで回答するよう文書を渡し了承を得た。また今後の交渉には西田水俣工場長らが誠意をもって当よう申し入れ、会社の態度いかんでは生活権をうばわれた漁民が工場に対してとる行動については責任をもちかねる旨を伝えた。千原事務は「お互の立場が違うため希望される結果は約束できないが、交渉には誠意を不す。私見としては原因と生活補償は切りはなして考えたいし、廃液が原因

とは思わない」と答えた。これに対し村上会長は「廃液が原因と信じる。工場は廃液に危険物が含まれていないという化学的な証明がほしい」と述べた。

▽村上県漁連会長の話 来年三月までには浄化設備をつくるらしいが、漁民は一刻も待てない。水質汚濁紛争の仲介を県に申し出て、この委員会を交えて工場が「廃液に危険物がない」という立証を行なうよう要求する。

（東京本社）